

阪急電鉄株式会社
代表取締役 角 和夫 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成18年5月31日付けで届出のあった大規模小売店について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）四条河原町開発計画

京都市中京区河原町通四条上ル米屋町392他

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成17年経済産業省告示 第85号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 附帯意見

駐輪場が屋上にあることから、交通整理員の配置等により店舗敷地内へ円滑に誘導する対策を講じることが望まれます。

また、隔地荷さばき場から店舗への搬送については、通行者の安全等を考慮した経路設定と運搬が望まれます。

その他、店舗前が駐停車禁止区域のため、廃棄物の回収場所及び時間については配慮することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の商業地域にあたり、市内有数の繁華街に位置している。

周辺の状況は、北側、東側に店舗、西側は河原町通を隔てて店舗、南側は四条通を隔てて商業施設が立地し、店舗前は四条河原町の交差点に面している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、屋上駐輪場への誘導について、廃棄物の保管方法や回収方法等についての質問が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

（1）駐車場及び来店客の経路設定について

駐車場の配置については、店舗が全面横断歩道に面しており、敷地内に駐車場を設置することが難しいため、隔地に設けており、適切な誘導が望まれる。

また、駐車場の設置（収容台数）については、公共交通機関の利用率の高い地域ではあるが、指針台数を上回る台数を確保しているため、法の趣旨からは適正であり、周辺環境に与える影響は少ないと考える。

（2）駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考える。しかし、駐輪場が屋上にあることから、交通整理員の配置等により店舗敷地内へ円滑に誘導する対策を講じることが望まれる。

（3）荷さばき施設について

荷さばき施設については、隔地に設けているが、人通りや通行車両の多い立地条件を考慮し、搬入車両の台数削減や作業を平日の午前中に限定する等、運営計画について適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、隔地荷さばき場から店舗への搬送については、通行者の安全等を考慮した経路設定と運搬が望まれる。

（4）騒音について

計画地及びその周辺は、商業地域であり、騒音についての等価騒音レベルの予測においては、基準値を下回っていたことから周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測によれば、計画の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。施設配置、運営計画、車両経路、リサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺的生活環境への影響は少ないと判断される。

ただし、店舗前が駐停車禁止区域のため、回収場所及び時間については配慮することが望まれる。

(6) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災対策への協力については、関係機関から要請があった場合、協力する旨の意思表示がなされている。

また、必要に応じて所轄警察とも連携を図り、防犯及び非行防止に努める旨を表明している。

そのほか、屋外照明等は点灯時間帯を調整するなど、周辺環境に影響が生じないよう配慮する旨を表明している。

これらのことから、周辺の地域的生活環境に与える影響は少ないと判断される。